



2023年8月3日

各 位

会 社 名：コスモエネルギーホールディングス株式会社
(コード：5021 東証プライム)
代表者名：代表取締役社長 山田 茂
問合せ先：コーポレートコミュニケーション部長 伊達 英理子
電話番号：03-3798-3101

当社株券等の大規模買付行為等に係る情報リスト交付に関するお知らせ

当社は、2023年7月28日付け「当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、2023年7月27日付けで、株式会社南青山不動産（以下「南青山不動産」といいます。）及び野村絢氏（以下「野村氏」といいます。）より、当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書を受領しております。

これを受け、当社は、本日、当社が2023年1月11日付けで導入し、同年6月22日付けで株主の皆様にご承認された対抗措置発動等の範囲に限定して継続されている「シティら（※）による当社の株券等を対象とする大規模買付行為等が行われていることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針」に基づいて、南青山不動産及び野村氏に対し、当社取締役会及び株主の皆様が大規模買付行為等の内容を検討するために必要と考えられる情報の提供を要請する「本情報リスト」を交付しましたので、お知らせいたします。

なお、「本情報リスト」の交付にあたっては、独立委員会より受領した、「本情報リスト」を交付することは適当である旨の2023年8月2日付けの意見を踏まえております。

※ 「シティら」とは、株式会社シティインデックスイレブンス並びにその共同保有者である南青山不動産及び野村氏をいいます。

当該リストの内容は別紙のとおりですが、南青山不動産及び野村氏から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、当社取締役会及び株主の皆様が大規模買付行為等の内容を検討するために不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、南青山不動産及び野村氏に対して、必要な情報の追加提供を要請することがあります。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社からの情報開示にご留意いただきたく、お願い申し上げます。

以 上

(別紙)

本 情 報 リ ス ト

2023年7月27日付け大規模買付行為等趣旨説明書（以下単に「趣旨説明書」といいます。）を提出頂いた株式会社南青山不動産（以下「南青山不動産」といいます。）及び野村絢氏（以下「野村氏」といい、南青山不動産と総称して「大規模買付者」といいます。）に対して提供を求める本必要情報は、以下のとおりです。なお、本情報リストにおいて、従前の大規模買付者ら（下記第1.の4.で定義されます。）による当社株券等を対象とする株式買付けを、以下「本実施済株式買付け」といい、趣旨説明書において予定されている大規模買付者による大規模買付行為等を「本大規模買付行為等」といいます。また、本情報リストにおいて特段定義されていない用語については、2023年1月11日付けの本対応方針の導入にかかる当社プレスリリースにおける定義に従うものとします。

なお、当社の株主総会における議決権行使比率に鑑みると、趣旨説明書に記載されている、当社の議決権割合 24.56%までの市場内における当社株式の買い上がりは、わずかな株主との協調行動によって、実質的に当社の株主総会における特別決議事項の可決を阻止できる水準であって、本大規模買付行為等は実質的に当社の（消極的意味での）買収を意味すると考えられるところ、本年6月8日に経済産業省から公表されている「企業買収における行動指針（案）」においては、企業買収に係る当事者に求められる行動原則として「透明性の原則」が掲げられ、その4.1.1.1「買収時における情報の開示・提供」では、「市場内買付けの場合には、公開買付制度に基づく情報開示規制が適用されないが、短期間のうちに市場内買付けを通じて経営支配権を取得するような場面においては、買収が企業価値に及ぼす影響を理解した上で株主が買収に応じるか否かの判断をできるように、買付の目的、買付数、買収者の概要、買収後の経営の基本的な方針等の重要な項目については、少なくとも公開買付届出書における記載内容と同程度の適切な情報提供を、資本市場や対象会社に対して任意の方法で行うことが望ましい」（23頁）と謳われているところでもありますので、本情報リストにおいて提供ないし回答をお願いしている各事項については、当社株主の皆様が合理的な判断に資するため、真摯に十分な情報の提供をして頂くよう、よろしくお願い申し上げます。また、大規模買付者に野村氏個人が含まれるほか、当社との面談等に際しては、大規模買付者の実質的支配者・意思決定者であると合理的に推測される村上世彰氏が前面に出て来られていたことでもありますので、情報提供ないし回答に際しては、個人情報に当たるといった理由で不合理に情報提供や回答を拒絶されることのないよう、併せてよろしくお願い申し上げます。

なお、当社株主の皆様が熟慮に基づく合理的な判断を行うために必要となる十分な情報の提供や回答がなされない場合には、本大規模買付行為等の方法として趣旨説明書では市場内外の買い上がりの手法を用いるとされていることと相俟って、当社の一般株主の皆様が強圧性が及ぶことにもなりますので、その点、ご留意頂けますと幸いです。

第 1. 大規模買付者及びそのグループの詳細

1. 南青山不動産に関する以下の事項についてご教示ください（なお、趣旨説明書に記載のある情報は、重ねてご回答頂く必要はございません。）。
 - ① 実際に行っている事業内容（株式保有以外の事業を行っているか、また、行っている場合、その詳細を含みます。）
 - ② 過去 3 年間の決算の状況（貸借対照表及び損益計算書の内容）
 - ③ 資本構成ないし出資割合（資本関係図を含みます）
 - ④ 従業員数
 - ⑤ 各事業所の概要（所在地、規模等）
 - ⑥ 各役員（会社法上の役員に加えて、執行役員も含みます。）の氏名及び過去 10 年間の経歴（所属した会社等における役職の履歴、賞罰を含みます。以下「経歴」といいます。）
 - ⑦ 大口出資者（株式会社オフィスサポート）の概要（設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び過去 10 年間の経歴を含みます。）
 - ⑧ 大規模買付者を実質的に支配する主体が存在する場合には当該主体の概要（大規模買付者に対する支配の具体的な態様、具体的な名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び過去 10 年間の経歴を含みます。）
 - ⑨ 主取引金融機関及び/又は主たる借入先並びにそれらからの借入残高
 - ⑩ 出資先、出資先に対する出資割合、実質的に支配ないし運用するファンド（日本法に基づいて設立されたものであると外国法に基づいて設立されたものであるとを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド」といいます。）並びにその組合員又は出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者（以下「組合員等」といいます。）の概要（具体的な名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び過去 10 年間の経歴を含みます。以下「組合員等の概要」といいます。）、投資方針の詳細、過去 10 年間における投融資活動の詳細
 - ⑪ 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第 26 条第 1 項に規定される「外国投資家」（以下「外国投資家」といいます。）への該当性の有無及びその根拠となる情報（大規模買付者の議決権の直接・間接の保有者の状況及び大規模買付者役員の日本国内における住所・居所の有無を含みます。）
2. 野村氏に関する以下の事項についてご教示ください（なお、趣旨説明書に記載のある情報は、重ねてご回答頂く必要はございません。）。

- ① 住所（全て）
- ② 日本国内における連絡先
- ③ 納税地
- ④ 主取引銀行及び/又は主たる借入先並びにそれらからの借入残高
- ⑤ 過去 10 年間の経歴
- ⑥ 出資先、出資先に対する出資割合及び出資先における役職
- ⑦ 実質的に支配ないし運用するファンド並びにその組合員等の概要、投資方針の詳細及び過去 10 年間における投融資活動の詳細
- ⑧ 外国投資家への該当性の有無及びその根拠となる情報（日本国内における住所・居所の有無を含みます。）

3. 当社グループの事業は、外為法においても、国の安全等の観点から指定される業種に該当するだけでなく、そのうち多くの事業が国の安全等の観点から慎重に審査が行われるとされる、コア事業に該当しています。具体的には、原油鉱業（0531）、石油精製業（1711）、冷蔵倉庫業を除く石油備蓄業に係る倉庫業（4711）、冷蔵倉庫業（4721）、石油卸売業（5331）、ガソリンスタンド（6051）、ガソリンスタンドを除く石油に係る燃料小売業（6052）、液化石油ガス（LPG）充填業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事業に係る他に分類されないその他の事業サービス業（9299）、並びに発電所（3311）等が、指定業種として取り扱われており、これらのうち、原油鉱業（0531）、石油精製業（1711）、石油備蓄業に係る倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）（4711）、冷蔵倉庫業（4721）、液化石油ガス（LPG）充填業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事業に係る他に分類されないその他の事業サービス業（特定石油ガス輸入業者等に限り。）並びに 5 万キロワット以上の発電所を有する発電事業者に係る発電業は、いずれもコア業種に該当しています。この点、当社株券等の取得等に関して、大規模買付者グループ（下記 4. で定義されます。）において行っている外為法上の対内直接投資に係る事前届出書の記載内容（当社株券等の取得を予定しているエンティティ、並びに各エンティティが取得する株券等の上限、取得期間及び取得に際しての誓約事項として届出書等に記載した事項を含みます。）及び手続の現状、並びに（趣旨説明書上、外為法上の対内直接投資等に係る事前届出の手続を経ていることを本大規模買付行為等の条件として記載されているところ、）大規模買付者グループにおいて今後予定している手続について、具体的にご教示ください。とりわけ、株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティインデックスイレブンス」といいます。）作成に係る 2023 年 5 月 29 日付け「コスモエネルギーホールディングス株式会社の定時株主総会について」と題する資料によれば、「弊社らの外為法上の事前届出における実質的な上限率は 22.9%に過ぎない」との主張をされておりますが、「実質的な上限率は 22.9%」であるとされる一方で、趣旨説明書において予定される本大規模買付行為等完了後の大規模買付者らの議決権割合は 24.56%となることとの関係に

についても具体的にご教示ください。また、上記「実質的な上限枠」に係る主張の背景には下記 8.に記載の大規模買付者グループ間の株式移動があると理解しておりますが、ここでいう「実質的な上限枠」について、単に「上限枠」と表現せず、あえて「実質的な」と付している趣旨について具体的にご教示ください。

4. 大規模買付者の当社株券等に係る金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）上の共同保有者及び特別関係者、並びに大規模買付者の親会社、子会社、関連会社、大規模買付者と直接又は間接に資本関係を有する者、大規模買付者に対して実質的な影響力を行使し得る個人や親族のグループ及びこれらの者との間で他社の株券等に係る金商法上の共同保有者に該当する者について、以下の事項をご教示ください。なお、シティインデックスイレブンスが、当社株券等に関してこれまで提出した大量保有報告書に係る変更報告書上、大規模買付者及び株式会社レノ（以下「レノ」といいます。）が「共同保有者」とされているところ、シティインデックスイレブンス、南青山不動産、野村氏、レノの 4 者（以下、これら 4 者を総称して「大規模買付者ら」といいます。）に加えて、大規模買付者と密接な関係を有しているものと客観的に認められる、村上世彰氏（以下「村上氏」といいます。）、村上貴輝氏、野村幸弘氏、株式会社オフィスサポート（以下「オフィスサポート」といいます。）、株式会社エスグラントコーポレーション（以下「エスグラント」といいます。）、株式会社 ATRA（以下「ATRA」といいます。）、株式会社 C&I Holdings（以下「C&I」といいます。）、株式会社 MI2、株式会社シティインデックスホールディングス、株式会社フォルティス、株式会社 M インベストメンツ、株式会社シティインデックストウエルブス及び中島章智氏については、上記のいずれかに該当する者であるか否かに拘らず、以下の事項をご教示ください。以下、大規模買付者及び本項に記載する者を総称して「大規模買付者グループ」といいます。
- (1) その者が法人である場合には、①本店所在地、②日本国内における連絡先、③設立準拠法に加えて、上記 1.所定の事項、及びその代表者に関する以下の事項
- (ア) 住所
 - (イ) 日本国内における連絡先
 - (ウ) 納税地
 - (エ) 主取引銀行及び/又は主たる借入先並びにそれらからの借入残高
 - (オ) 過去 10 年間の経歴
 - (カ) 出資先、出資先に対する出資割合及び出資先における役職
 - (キ) 実質的に支配ないし運用するファンド並びにその組合員等の概要、投資方針の詳細及び過去 10 年間ににおける投融資活動の詳細
 - (ク) 外国投資家への該当性の有無及びその根拠となる情報（日本国内における住所・居所の有無を含みます。）
- (2) その者が個人である場合には上記(ア)乃至(ク)の事項

5. 上記 4.と関連して、日本アジアグループ株式会社の株式に係る公開買付届出書では、南青山不動産は、シティインデックスイレブンスの発行済株式 200 株のうち 100 株（議決権割合：50%）を保有する ATRA の完全子会社であると記載されていたところ、大規模買付者の 2023 年 5 月 1 日付け書簡によれば、現在、当該記載から変更が生じており、具体的には、**南青山不動産は ATRA の完全子会社**であり、シティインデックスイレブンスの株式は保有しておらず、**シティインデックスイレブンスが ATRA の議決権の 33.4%を保有している**とのことですが、当該資本構成の変更について、そのような判断に至った理由、経緯、時期及びかかる判断を行う上での前提となった事実を具体的にご教示ください。また、シティインデックスイレブンスは ATRA（発行済株式数総数 595 株）の議決権の 33.4%を保有しているとのことですが、その他の議決権である 66.6%に係る保有者について、上記 4.(1)及び(2)記載の事項をご教示ください。
6. 大規模買付者グループに含まれるファンド、法人、組合その他の団体の意思決定機関（意思決定機関に指示、アドバイス等を行う者がいる場合には、その者を含みます。以下同じ）の概要（各意思決定機関の名称、並びにそれぞれの具体的な権限事項及び意思決定の手続）についてご教示ください。また、これらの意思決定機関が個人である場合には当該個人の具体的な役職、氏名及び経歴を、会議体である場合には、参加資格を有する者の範囲及び人数を、それぞれご教示ください。また、大規模買付者グループ以外に、本大規模買付行為等に関わる意思決定に関与する者の有無、それが存する場合にはその者の具体的な氏名又は名称、概要、役割並びにその意思決定機関の概要（その名称並びに具体的な権限事項及び意思決定の手続）についても、具体的にご教示ください。
7. 大規模買付者グループがそれぞれ保有する当社株券等（借株やエクイティ・スワップその他のデリバティブ等を通じて実質的に保有している当社株券等を含みます。以下「保有株券等」といいます。）の数、保有株券等のうちエクイティ・スワップその他のデリバティブ等を通じて実質的に保有している当社株券等がある場合には、当該株券等の数、当該デリバティブ等の詳細及び当該デリバティブに係る契約の相手方その他関係者の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、保有株券等のうち担保等に供されている株券等の数及び担保権等を有している者の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、並びに大規模買付者グループによる直近 60 日間における保有株券等を含む当社株券等の取引状況について具体的にご教示ください。
8. シティインデックスイレブンスが提出した大量保有報告書に係る 2023 年 4 月 14 日付

け変更報告書 No.12 によれば、同年 4 月 7 日に、シティインデックスイレブンスの共同保有者であるレノが保有する当社株式 600 万 7,900 株全てを、同じくシティインデックスイレブンスの共同保有者である南青山不動産に市場外で移動させています。同一グループ内での株式移転を行う必要性は乏しいものと考えられるところ、そのような判断に至った理由、経緯、時期及びかかる判断を行う上での前提となった事実をご教示ください。また、この点について、シティインデックスイレブンスからの 2023 年 5 月 1 日付け当社宛て書簡によれば、大規模買付者らの外為法上の事前届出書に記載された取得する株券等の上限（いわゆる取得枠）のうち、出資比率でいうと 6.8%は当該株式の移動に利用したとのことですが、他方で、シティインデックスイレブンスは、残りの取得枠についても大規模買付者グループ内での当社株式の移動に利用する可能性がある」と明言しています。今後、大規模買付者グループ内で当社株式を移動させる場合、どのような事由が発生しあるいはどのような条件が成就した場合に、大規模買付者グループに属する者が、その保有株式について同一グループ内の別の者に移動させることを想定しているのかについて、具体的にご教示ください。

9. 大規模買付者グループの保有に係る当社株券等の当社株主名簿上の株主の名義、当社株主名簿上のそれらの者の所有株式の数、これらの者がいかなる契約その他の関係に基づき当社株主名簿上の株主となっているか、当社株主名簿上の株主の名義を変更する予定がある場合は変更予定先の名称について、それぞれ具体的にご教示ください。
10. 大規模買付者らそれぞれの総資産に占める当社株券等の価額の割合につき、ご教示ください。
11. 大規模買付者グループの総資産に占める当社株券等の価額の割合につき、ご教示ください。
12. 趣旨説明書において、南青山不動産及びシティインデックスイレブンスについては、当社及び当社グループ会社と同種の事業についての経験はない旨の記載がなされており、野村氏についてはそのような記載がございませんが、大規模買付者グループ及びその構成員（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含みます。以下同じ）の、当社グループの営む石油事業、石油開発事業、石油化学事業、再生可能エネルギー事業等の事業（以下、これらを総称して「当社事業」といいます。）についての知識及び経験の詳細について、具体的にご教示ください。
13. 大規模買付者グループ及びその構成員が、日本において、会社を実質的に経営し、当該会社の実際の業務に関与された経験の有無、及び、もしある場合にはその具体的な内容（大規模買付者グループの有する議決権の割合、実際の経営ないし業務への関与

の形態を含みます。)を具体的にご教示ください。特に当社事業と同様の事業に関して会社を経営ないし業務に関与されたご経験がある場合(但し、単に株式を保有した場合を除きます。)には、その内容について具体的にご教示ください。

14. 大規模買付者グループ及びその構成員が、日本以外の国において、株式の取得、役員
の派遣等を通じて、当社事業と同様の事業を営む会社を実質的に経営した経験の有無
をご回答ください。仮に、かかる経験がある場合には、大規模買付者グループ及びそ
の構成員が経営した会社の名称、設立準拠法、事業所(複数の事業所が存在する場合
には、その中の主要なもの)の所在する国又は地域、事業内容、沿革、資本構成及び
財務内容、同社に対する大規模買付者グループ及びその構成員の有する議決権の割
合、並びに、大規模買付者グループ及びその構成員がどのように経営を行ったか(経
営者を派遣したか、大規模買付者グループ及びその構成員が当該会社に対してどのよ
うな成長の支援等をしたか等)について、それぞれ具体的にご教示ください。
15. 大規模買付者グループ及びその構成員について、現在又は過去 10 年間に於いて、法
令等(わが国のものであるか外国のものであるか否かを問わず、法律、政令、規則、
命令、条例、ガイドライン、通達、行政指導、金融商品取引所規則その他の規制を含
みます。以下同じ)の違反の事実があるかどうか(存在する場合はその具体的事実関
係)、有罪判決(未確定のものを含みます。)を受けたことがあるかどうか(存在す
る場合はその罪名及び科刑)、司法機関若しくは行政機関等(わが国のものであるか
外国のものであるかを問いません。)から法令等の違反行為を認定する判決、決定、
命令、処分(課税処分を含みます。)、指導若しくは指摘(税務当局からの源泉徴収
漏れの指摘を含みます。)等(以下「判決等」といいます。)を受け、又はそのよう
な判決等に向けた司法手続若しくは行政手続等(わが国のものであるか外国のもので
あるかを問いません。)の対象となったことがあるかどうか(存在する場合は当該判
決等及び当該手続の具体的内容)を、それぞれ具体的にご教示ください。
16. 大規模買付者グループ及びその構成員について、現在日本国内及び海外において係属
している訴訟その他の司法上の手続の具体的内容(係属している裁判所、当該司法上
の手続の提起の日、当事者、主な争点、訴額を含みます。)をご教示ください。
17. 大規模買付者グループ及びその構成員について、現在又は過去において反社会的勢力
ないしテロ関連組織との間で何らかの関係(人的関係や資金的関係を含みますが、そ
れらに限りません。)を有している場合は、当該反社会的勢力ないしテロ関連組織の
概要、当該反社会的勢力ないしテロ関連組織と関係を有している者の名称、当該反社
会的勢力ないしテロ関連組織との関係性について、具体的にご教示ください。

18. 大規模買付者グループ及びその構成員が過去支配ないし運用していたファンド又は所属していた法人、組合その他の団体若しくはそのグループ会社又はその構成員（業務執行者を含みます。）について、現在又は過去 10 年間に於いて法令等違反の事実があるかどうか（存在する場合はその具体的事実関係）、有罪判決（未確定のものを含みます。）を受けたことがあるかどうか（ある場合はその罪名及び科刑）、司法機関若しくは行政機関等から法令等違反行為を認定する判決等を受け、又はそのような判決等に関する司法手続若しくは行政手続等の対象となったことがあるかどうか（存在する場合は当該判決等及び当該手続の具体的内容）をご教示ください。
19. 大規模買付者グループがこれまで行った日本国内の上場会社の株券等を取及び保有した事例について、経営者と面談する等して、株価上昇や利益の株主への還元等のため、既存の中核事業以外の事業等を売却又は分離したり、余剰の資産を処分したり、増配、自社株買いや大規模買付者グループが推薦する者を取締役として選任すべきである等という具体的な提案を行ったことがある場合、当該提案の具体的内容、当該提案を受けた対象会社の対応、当該提案の実行によりその後対象会社の株価が中長期も含めてどのように推移したか及びこれにより大規模買付者グループが受けた利益の内容について、それぞれ具体的にご教示ください。
20. 大規模買付者グループがこれまで行った日本国内の上場会社への投資事例において、大規模買付者グループの提案を実現するために、委任状争奪戦（プロキシファイト）を実行したことはあるか、その結果はどのようなものであったのかについて、それぞれ具体的にご教示ください。
21. 大規模買付者グループにおける、法令等を遵守するための内部統制システム（企業集団内部統制システムを含みます。）の具体的内容及びその実効性についてご教示ください。
22. 大規模買付者グループに含まれる各株式会社がそれぞれ会社法上の決算公告義務を履行しているか否かにつきご教示ください。また、大規模買付者グループに含まれる各会社の直近 3 年分の貸借対照表及び損益計算書の写しをご提供ください（なお、趣旨説明書で開示された貸借対照表及び損益計算書は、重ねてご提供頂く必要はございません。）。
23. 大規模買付者グループ及びその構成員による過去の上場会社に対する投資行動のうち、対象会社の株式を取得した後、その株式を、対象会社自体、対象会社の株主又はその経営陣等の会社関係者に取得させること（自社株 TOB や ToSTNeT-2/3 を通して取得させる場合を含みます。）により投資を回収した又は回収しようとした事例が

あれば、これらの行動に至った経緯及びその具体的内容等につきご教示ください。

24. 大規模買付者グループ及びその構成員が支配ないし運用したこと又は所属していたことがある法人又はファンドがこれまで行った日本国内の上場会社に対する投資について、各投資先の銘柄、それぞれを投資先として決定した理由（大規模買付者グループの投資基準の具体的内容を含みます。）、株券等の取得を開始した時期、株券等の取得の目的、投資方針、投資回収の方法及び期間、投資先への提案行為等、投資先会社の企業価値の向上に資する活動を行った場合には当該活動の具体的内容、投資後の経営への参画の内容、投資後の重要財産の売却その他の処分の有無、各投資先の株券等の取得方法、投資回収方法及び投資回収期間、投資後における投資先会社の業績の推移、及び投資先会社の経営陣や従業員との間での友好的関係が構築できたか等について、個別に具体的にご教示ください。

25. 大規模買付者らは、2023年6月22日開催の当社第8回定時株主総会において、「外国投資家」である大規模買付者グループとの間で取引関係を有しており、大規模買付者グループから「多額の金銭その他の財産を受けている者」（対内直接投資等に関する命令2条1項2号ホ）として「関係者」に該当し得る渥美陽子氏（以下「渥美氏」といいます。）を当社取締役を選任すべき旨の議案を内容とする株主提案（以下「本株主提案」という。）を行っており、これに対して賛成の議決権を行使されておりましたが、この点に関して大規模買付者グループにおいてなされた事前届出書の記載内容及び手続の現状についてご教示ください。これに関連して、渥美氏について「多額の金銭その他の財産を受けている者」ではないために「関係者」に該当しないとの判断をしている場合、そのような判断に至った理由及びかかる判断を行う上での前提となった事実について、具体的にご教示ください。

第2. 本実施済株式買付けの内容等

1. 本実施済株式買付けの開始に当たって、当社を投資先に選んだ理由を具体的にご教示ください。

2. 本実施済株式買付けについての具体的な検討を開始した時期、その結果、本実施済株式買付けを行う可能性があるとの判断に至った理由、経緯、時期及びかかる判断を行う上での前提となった事実をご教示ください。

3. 大規模買付者グループにおける当社株式の想定投資利回り、投資回収期間、投資回収金額、その他の投資方針に関する基本的な考え方について、具体的にご教示ください。

い。

4. 大規模買付者グループが当社に対して投資を行うに当たって重視した経営ないし財務指標及び大規模買付者グループが望ましいと考える当該指標の水準についてご教示ください。
5. 大規模買付者グループの本実施済株式買付けによる当社株式の取得に当たっての1株当たりの平均コストについてご教示ください。
6. 本実施済株式買付けにより、当社株式の流動性が低下するとともに、当社の株主数、流通株式数、流通株式比率及び流通株式時価総額が低下することになりましたが、このような当社株式の状況をも踏まえた上で、大規模買付者らによる本実施済株式買付けにより、①市場における当社株式の適正な株価の形成機能に生じた影響、②当社に対する潜在的な投資家（機関投資家）の投資意欲に与えた影響、③その他当社の企業価値及び株主利益に与えた影響に関する大規模買付者グループとしての認識について具体的にご教示ください。また、そのように当社株式の流動性が失われるにも拘らず、本実施済株式買付けを行った理由及びその狙いについて具体的にご教示ください。
7. 本実施済株式買付けの買付方法として市場買付けの手法を選択した具体的な理由（TOB その他の手法もある中で市場買付けを選択した理由）をご教示ください。また、大規模買付者グループは、本実施済株式買付けにおいて、2022年3月10日から同年4月4日においては、わずか26日（17営業日）の間に株券等保有割合を8.28%高め、2022年7月26日から同年10月13日においては、わずか80日（54営業日）の間に株券等保有割合を7.64%高めているなど、外為法に基づく事前届出手続との関係上、当社株券等の買集めを停止せざるを得なかった期間の前後においては、短期間に大量の当社株券等の買集めを実施しています。十分な情報提供を行わないまま、市場内においてこのような急速な当社株券等の買集めを行うことが一般株主に与える悪影響についてどのように認識していたかについて、具体的にご教示ください。
8. 本実施済株式買付けの過程において、以下のように大規模買付者らの当社株式取得に関する意向・方針が大きく変遷している理由について、具体的にご教示下さい。
 - ① シティインデックスイレブンスは、20%以上の当社株式の買増しは差し控えて頂くよう要請した2022年4月20日付けの当社の書簡に対して、同年4月26日の面談において「今後、貴社が多くの株主の皆様も納得のいくような企業価値、株主価値を向上させていく道筋を公表されることを前提として、現時点において大量保有報告書ベース（当社注：金商法上の株券等保有割合ベース。以下同じ）で

20%以上の貴社株式を取得する予定はないことを申し上げます」と回答しており、その後、同年 5 月 25 日付けの面談、同年 8 月 22 日付けの面談及び同年 11 月 14 日付け書簡においても、シティインデックスイレブンスないし村上氏から、大量保有報告書ベースで 20%以上の当社株式を取得する予定はない旨の意向が表明されていました。

- ② しかしながら、大規模買付者らが大量保有報告書ベースで 19.81%の当社株式等を保有するに至った後の 2022 年 11 月 18 日に、当社とシティインデックスイレブンス及び野村氏との面談において、野村氏から、大量保有報告書ベースで 30%の当社株式を保有することを希望する旨の発言があり、従前からの発言や書簡によって示されていた大規模買付者らの意向が突如として翻されました。
- ③ その後、同年 11 月 22 日、当社とシティインデックスイレブンス、野村氏及び村上氏との面談において、村上氏から、当社に対して社外役員の派遣を希望する旨等の発言があり、さらに、同月 25 日、当社とシティインデックスイレブンス、野村氏及び村上氏との面談において、村上氏から、大量保有報告書ベースで 30%の当社株式を取得しない代わりに村上氏の推薦する人物を翌年（2023年）の当社の定時株主総会における会社提案の取締役候補者としてすることを希望する旨、大量保有報告書ベースで 20%以上の当社株式を取得しないことと上記の村上氏による取締役派遣はパッケージであり、上記の取締役派遣を当社が応諾しない場合には、大量保有報告書ベースで 30%の当社株式を取得することを希望する旨の発言がありました。
- ④ その後、同年 12 月 13 日、当社とシティインデックスイレブンス、野村氏及び村上氏との面談において、村上氏から再度大量保有報告書ベースで 20%以上の当社株式を取得しないとの発言がなされたものの、同年 12 月 27 日には、当社とシティインデックスイレブンス、野村氏及び村上氏との面談において、再度かかる方針が覆され、当社が発行していた新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により転換に割り当てられた株式（889 万 9,262 株）について、当社の 2022 年度第 3 四半期決算までに自社株買いをすること（以下「本自社株買い」といいます。）を当社が 2023 年 1 月 6 日までに決定しない場合には、大量保有報告書ベースで 20%以上の当社株式を取得する意向が示されました。
- ⑤ その後、2023 年 1 月 6 日、当社とシティインデックスイレブンス、野村氏及び村上氏との面談において、当社は、本自社株買いの是非は当社の中期的な経営戦略と関連するため、2023 年 3 月に公表予定の中期経営計画の中で必要な自己資本を説明する予定であり、同日時点において本自社株買いの実施は確答できない旨を村上氏に伝えたところ、村上氏から、同日の面談の日までに本自社株買いが約束されなかったため、大量保有報告書ベースで 20%以上の当社株式を取得する旨の一方向的な宣言がなされ、この点については対話の余地がない旨の意向が示されました。

第3. 本大規模買付行為等の目的、方法及び内容等

1. 本大規模買付行為等の主体として、（大規模買付者グループの中から）大規模買付者を選定した理由等について、具体的にご説明ください。とりわけ、南青山不動産については、趣旨説明書において「株主として貴社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかける」とされておりますが、南青山不動産（池田龍哉氏が代表取締役を務めており、同氏を除いて取締役はいないものと認識しております。）は、従前の当社及び大規模買付者らとの協議に一切関与していなかった（協議はシティインデックスイレブンス、野村氏及び村上氏と行ってきた）にも拘らず、本大規模買付行為等の主体として選定した積極的な理由等について、具体的にご説明ください。
2. 大規模買付者により本大規模買付行為等が行われた場合、当社株式の流動性が低下するとともに、当社の株主数、流通株式数、流通株式比率及び流通株式時価総額が低下することになります。このような当社株式の状況をも踏まえた上で、大規模買付者による本大規模買付行為等により、①市場における当社株式の適正な株価の形成機能に生じる影響、②当社に対する潜在的な投資家（機関投資家）の投資意欲に与える影響、③その他当社の企業価値及び株主利益に与える影響に関する大規模買付者グループとしての認識について具体的にご教示ください。また、そのように当社株式の流動性が失われるにも拘らず、本大規模買付行為等を行うことを希望する理由及び真の狙いについて具体的にご教示ください。
3. 上記のように大規模買付者により本大規模買付行為等が行われた場合、当社株式の流動性が低下することになる状況下において、大規模買付者グループとしてどのように、また、どの程度、今後の株価の上昇が期待できると考えているか及び当社の一般株主の利益にどのような影響が及ぶかについて、それぞれの根拠とともに具体的にご教示ください。
4. 本大規模買付行為等後に、当社に対して、当社の経営に関する何らかの提案又は助言等を行う可能性があるかどうか、また、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような提案又は助言等を行う可能性があるかについて、具体的にご教示ください。
5. 本大規模買付行為等についての具体的な検討を開始した時期、その結果、本大規模買付行為等を行う可能性があるとの判断に至った理由、経緯、時期及びかかる判断を行う上での前提となった事実をご教示ください。

6. 本大規模買付行為等の実施のタイミングとして、なぜ2023年6月22日開催の当社第8回定時株主総会（以下「2023年定時株主総会」といいます。）において本株主提案が大差で否決された直後の今なのか、かかるタイミングを選択した理由を具体的にご教示ください。また、2023年定時株主総会の前においては、大規模買付者らや村上氏は、当該総会終了直後に本大規模買付行為等に向けたプロセスに着手するとは一言も言明されていなかったように思われますが、なぜ当該株主総会前の時点では本大規模買付行為等に向けたプロセスに着手する意向である旨を言明されなかったのか、具体的な理由についてご教示ください。
7. 買付方法として市場内外での買付けの手法を挙げている具体的な理由（TOBその他の手法もある中で市場内外での買付けを挙げている理由）をご教示ください。
8. 趣旨説明書においては、本大規模買付行為等の買付予定数について、議決権割合にして24.56%の株式数を取得する意向があると記載されていますが、かかる買付予定数は、当社の議決権行使比率に鑑みると、わずかな株主との協調行動によって、当社の株主総会における特別決議事項について実質的な拒否権を有する水準であり、本大規模買付行為等には、構造的な強圧性が存することになります（当社の株主が、大規模買付者グループの強い影響の下では当社の企業価値が損なわれると考えている場合、そのような会社の少数株主にとどまるよりは、不本意ながらもいち早く市場において当社株式を売却する動機を持つこととなります。）。大規模買付者は趣旨説明書において「当社らによる買付けに強圧性はな」と述べている一方で（当該記載については、本実施済株式買付けに関する記載と理解しております。）、趣旨説明書においては、今後行われ得る本大規模買付行為等に係る構造的な強圧性についての認識については一切述べられておりません。この点について、本大規模買付行為等に係る強圧性について言及していないのはなぜか、及び、上記構造的な強圧性について、大規模買付者グループとしてどのように認識しているかにつき、具体的にご説明ください。また、大規模買付者グループが、このような強圧性を回避又は軽減するために講じている又は講じる予定である方策等についてご説明ください。
9. 大規模買付者グループが、本大規模買付行為等により当社における議決権割合を24.56%まで高めることが、当社の中長期的な企業価値及び特に当社一般株主の利益の持続的な向上に資するか否か、仮に当社の中長期的な企業価値及び当社一般株主の持続的な利益に資するとのご認識であれば、その根拠について具体的にご説明ください。
10. 大規模買付者グループは、本大規模買付行為等によって取得することを想定してい

る、議決権割合にして 24.56%を超えて、今後、当社株券等の追加的買付けを行う可能性は全くないとの理解でよろしいでしょうか。仮に、当該可能性がある場合、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、議決権割合にして 24.56%を超える当社株券等の買付けを開始することがあるのかにつき、具体的に説明ください。

11. 仮に、当社において、当社の株主意思を確認するプロセスを実施することとなった場合、大規模買付者において、当該プロセスに協力する意図があるかご回答ください。たとえば、当社において、本大規模買付行為等の是非について株主総会に付議し、当該株主総会において、本大規模買付行為等に対して反対し、大規模買付者に対してその中止を要請することが承認された場合、当該株主総会決議に従い、本大規模買付行為等を中止する意向の有無についてご回答ください。
12. 大規模買付者グループがこれまで行った当社株券等に関する取引（大規模買付者グループ内の取引を含みます。）の具体的内容（取引の時期、相手方、方法及び価格等）をご教示ください。
13. もし上記第 1. の 12.、13.又は 14.のようなご経験がある場合には、それらのうちのどの会社に関するどのようなご経験が、当社の経営のどの部分にどのように役に立つのかについて、具体的に教示ください。
14. 本大規模買付行為等の実施に関し適用される可能性のある外為法その他の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の内容、これらの取得ないし履践・遵守の状況について具体的に教示ください。
15. 本大規模買付行為等の完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性に関する認識があれば具体的に教示ください。
16. 本大規模買付行為等について大規模買付者らがアドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社若しくはその他の金融機関、弁護士、会計士及び税理士、PR エージェンシーその他大規模買付者らが本大規模買付行為等について起用しているアドバイザーの概要（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者氏名を含みます。）につき、それぞれご教示ください。
17. 大規模買付者グループが既に保有している当社株券等及び/又は本大規模買付行為等に

より取得する当社株券等の保有の目的及び今後の保有方針について、具体的にご教示ください。また、それらの当社株券等の処分を行う可能性がある場合には、現時点で想定される目的、時期、取引条件（想定処分価格を含みます。）、株数、相手方（当社又は当社の大株主や経営陣等に取得させる可能性があるかどうかを含みます。）及び方法についてご教示ください。特に、それらの当社株券等につき、当社又は当社の大株主や経営陣等に取得させる可能性がある場合には、その場合における具体的手法（自社株 TOB か、ToSTNeT-2/3 か等）、想定される引取価格及び引取りに係る当社株券等の数量、当社又は当社の大株主や経営陣等がこれを拒んだ場合におけるその他の投資回収の方法及びその内容、並びにその経済合理性、実現可能性、時期等について、具体的にご教示ください。

第 4. 本大規模買付行為等の価格の算定根拠及び資金の裏付け

1. 本大規模買付行為等の実施に当たって、買付けに係る 1 株当たりの当社株式の価格（市場内取引において買付け等を行う可能性がある株価）のレンジをどのような範囲と考えているかにつき、具体的にご教示ください。また、かかるレンジの算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに本大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠を含みます。）について、具体的にご教示ください。
2. 本実施済株式買付け及び本大規模買付行為等に係る資金の一部又は全部が大規模買付者グループの個人、ファンド、法人、組合その他の団体の手元資金である場合、当該手元資金の詳細（当該資金の所有者の名称及び保有形態、資金額、手元資金と外部調達資金の割合を含みます。）について具体的にご教示ください。また、これらの手元資金を保有していることを証する資料をご提示ください。
3. 本実施済株式買付け及び本大規模買付行為等に係る買付け等の資金の一部又は全部が外部調達資金である場合、当該外部調達資金の詳細（当該資金の提供者（直接であるか間接であるかを問わず、実質的提供者を含みます。）の具体的名称及び資本構成、当該資金提供者を実質的に支配する主体が存在する場合には当該主体の概要（資金提供者に対する支配の具体的態様、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び過去 10 年間の経歴を含みます。）、調達方法、調達金額、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。）について具体的にご教示ください。また、これらの資金提供を受けられることを証する

資料をご提示ください。

第 5. 第三者との間における意思連絡

1. 本実施済株式買付けに関し、当社及び大規模買付者グループ以外の第三者（当社の競業他社も含まれます。）との間における事前の協議その他の意思連絡（当社に対して金商法 27 条の 26 第 1 項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無並びに意思連絡が存した場合にはその具体的な態様、内容及び当該第三者の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）についてご教示ください。
2. 本大規模買付行為等に関し、当社及び大規模買付者グループ以外の第三者（当社の競業他社も含まれます。）との間における事前の協議その他の意思連絡（当社に対して金商法 27 条の 26 第 1 項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様、内容及び当該第三者の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）についてご教示ください。

第 6. 当社の株式等に関する契約等

1. 大規模買付者グループが、現在又は過去において、当社株券等に関して締結している又は締結した貸借契約、担保契約、買戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取り決めその他の合意（口頭によるものを含みます。以下「担保契約等」といいます。）について、担保契約等の相手方の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、並びに担保契約等の具体的内容及びその対象となっている当社株券等の数をご教示ください。
2. 大規模買付者グループが、本大規模買付行為等において取得を予定する当社株券等に関して締結する予定の担保契約等がある場合には、担保契約等の相手方の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、並びに担保契約等の具体的内容及びその対象となる当社株券等の数をご教示ください。

第7. 当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

1. 大規模買付者グループは当社の企業経営に参加する意思を有しているか、仮に有している場合にはその具体的内容及び方針についてご教示ください。
2. 大規模買付者は、趣旨説明書において、「現時点において役員選任の提案を行うことについて何ら決定しておりません。」と述べておりますが、2023年定時株主総会の結果を踏まえても、なお、当社に対して取締役その他の役員を派遣することを提案する可能性があるかどうか、「現時点において」として今後の役員派遣の可能性については留保されておりますが、今後、どのような事由が発生した場合に役員を派遣することを提案する可能性があるかについて具体的にご教示ください。また、役員を派遣する場合の具体的な目的について具体的にご教示ください。
3. 本大規模買付行為等の完了後において企図している当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（本大規模買付行為等の完了後における当社事業又は資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他本大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、役員、従業員、当社の運営・管理する不動産又は製造生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針について具体的にご説明ください。
4. 上記3.に関連して、大規模買付行為等の完了後に想定する「当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当施策、資産活用策」について趣旨説明書では一切述べられておりません。本大規模買付行為等については、当社の議決権行使比率に鑑みると、わずかな株主との協調行動によって、当社の株主総会における特別決議事項について実質的な拒否権を有する水準であり、ましてや、株主として当社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかけることを本大規模買付行為等の目的に掲げるのであれば、上記項目について積極的に提言すべきであり、予定する内容等があれば一般株主の皆様への十分な情報提供という観点からも開示すべきですが、上記各項目について、何ら記載がないことからすると、上記項目について現時点で一切検討していないということと理解してよろしいでしょうか。検討している場合には、当該内容等を趣旨説明書に記載しなかった理由、及び、当該検討内容等について具体的にご説明ください。
5. 上記3.に関連して、「大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容」について、大規模買付者は趣旨説明書において

本大規模買付行為等が完了しても「議決権割合は合計で 24.56%にとどまることから、当社ら〔当社注：南青山不動産及び野村氏並びにそれらの特別関係者をいいます。〕の判断のみで上記のような変更を行うことはできません。」と述べるにとどまっておりますが、当該項目については、大規模買付行為等完了後に確実に実現できることを前提として記載を求めているものではございません。また、本大規模買付行為等については、当社の議決権行使比率に鑑みると、わずかな株主との協調行動によって、当社の株主総会における特別決議事項について実質的な拒否権を有する水準であり、株主として当社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかけることを本大規模買付行為等の目的に掲げるのであれば、上記項目については、一般株主の皆様への十分な情報提供という観点から積極的にご説明頂くべきですので、十分な検討の上、（最終的な変更の確実性は措くとして、）その予定する内容等を、一般株主の皆様への十分な情報提供という観点からご説明ください（ご説明されない場合には、その理由について具体的にご説明ください）。

6. 上記第 2. の 8. に関連して、2023 年 1 月 6 日に行われた、当社とシティインデックスイレブンス、野村氏及び村上氏との面談において、当社が、当社が発行した本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により割り当てられた株式（889 万 9,262 株）について、当社の 2022 年度第 3 四半期決算までに自社株買いをすること（＝本自社株買い）の是非は当社の中期的な経営戦略と関連するため、2023 年 3 月に公表予定の中期経営計画の中で必要な自己資本を説明する予定であり、同日時点において本自社株買いの実施は確答できない旨を村上氏に伝えたところ、村上氏から、同日の面談の日までに本自社株買いが約束されなかったため、大量保有報告書ベースで 20%以上の当社株式を取得する旨の一方的な宣言がなされ、この点については対話の余地がない旨の意向が示されておりましたが、当社の考えに対してなされた当該宣言及び意向に鑑みれば、今回、大規模買付者が、趣旨説明書記載のとおり、最大で議決権割合にして 24.56%まで本大規模買付行為等を行う真の意図は当社に大規模の自社株買いを実行させること（及びそれに伴うタックスメリットの享受）であるとも思われますが、この点について、どのように考えているのか具体的にご教示ください。そのような目的ではない場合には、上記宣言及び意向と、趣旨説明書記載の株主として当社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかけるという本大規模買付行為等に係る目的との関係性及び整合性についてどのようにお考えであるか、具体的にご説明ください。
7. 趣旨説明書には記載がございませんが、大規模買付者グループとして、当社の企業価値の源泉はどのようなものであり、当社の企業価値を中長期的に向上させるためにはどのような施策を実行すべきと考えているかについて具体的にご教示ください。また、本大規模買付行為等の前後において、当社の企業価値とその源泉に何らかの変化があり得ると認識しているか否かをご教示ください。影響があり得ると認識している

場合には、認識する具体的な内容、それに関連して大規模買付者グループにおいて予定する取組みの具体的な内容についてもご教示ください。

8. 当社事業に係る業界の今後の見通し、当該業界における当社の位置付けに関する大規模買付者グループの考え方について具体的にご教示ください。
9. 上記 8.の認識の下、当社事業に関する業界の市場の今後の需要及び動向、当該業界内での当社の位置付け（たとえば、競合他社との比較等）、並びに、これから当社が進むべき経営の方向性についてどのように考えているのかについて、具体的にご教示ください。
10. 村上氏は、過去に当社に対して、大規模買付者グループの投資先企業の株式の引き取りを持ちかけておりますが、大規模買付者グループとして、その保有に係る株式や資産等の引き取りを当社に求める可能性があれば、どのような株式や資産等をどのような条件で引き取ることを求める可能性があるかにつき、具体的にご教示ください。
11. 当社の資本政策に対する認識及び評価、適切と考える当社の資本政策、そのような資本政策を採用した場合に当社の中長期的な企業価値に与える影響について具体的にご教示ください。
12. 当社の配当政策に対する認識及び評価、適切と考える当社の配当政策、そのような配当政策を採用した場合に当社の中長期的な企業価値に与えると考えられる影響について具体的にご教示ください。
13. 当社の資産活用策に対する認識及び評価、適切と考える当社の資産活用策、そのような資産活用策を採用した場合に当社の中長期的な企業価値に与える影響について具体的にご教示ください。
14. 大規模買付者グループの今後における当社株主総会における議決権行使の方針（議決権行使基準の内容を含みます。）、その他の株主としての権利行使の方針について具体的にご教示ください。
15. 本大規模買付行為等の実施後に、当社に対して臨時株主総会の招集を請求する可能性があるか否か、招集を請求する可能性がある場合において当社取締役会の入れ替えを図るための議案や大規模な自社株買いの実施に係る議案を提出する可能性があるかにつき、具体的にご教示ください。

16. 本大規模買付行為等実施後、大規模買付者グループの当社に対する出資比率、運営体制（大規模買付者グループと当社の役割分担等）、意思決定の方法、事業運営方針等の変更を想定されているかにつきご教示ください。想定されている場合には、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合にどのように変更する予定かを具体的にご教示ください。
17. 当社について、増資・減資、合併、事業譲渡・譲受け、株式交換・株式移転、会社分割その他これらに類する行為、重要な財産の処分又は取得等の取引に関する提案、助言又は影響力の行使（株式買取請求権の行使を含みます。）を行う可能性があるかどうか、ある場合はその具体的内容についてご教示ください。

第 8. 本大規模買付行為等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

1. 大規模買付者グループとして、当社従業員の利益及びその意思を尊重する意向があるかどうか、ある場合はその具体的内容についてご教示ください。
2. 大規模買付者グループとして、当社従業員の労働環境の変更を求める可能性があるか、また、変更を求める可能性があるときはどのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるのか、その内容と理由を具体的にご教示ください。
3. 大規模買付者グループとして、当社と当社の現在及び将来の取引先・顧客の利益及びその意思を尊重する意向があるかどうか、ある場合はその具体的内容についてご教示ください。
4. 大規模買付者グループとして、当社と当社の関係会社の取引先又は顧客との関係の変更を求める可能性があるか、また、変更を求める可能性があるときはどのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるのか、その内容と理由を具体的にご教示ください。
5. 当社に対して従業員の削減（事業売却に伴うものも含みます。以下同じ）を提案する可能性があるかどうか、どのような事由が発生した場合に従業員の削減を提案する可能性があるかについて具体的にご教示ください。

第 9. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

1. 大規模買付者グループとして、大規模買付者グループ以外の当社の一般株主の利益及びその意思を尊重する意向があるかどうか、ある場合はその具体的内容についてご教示ください。

第 10. 村上氏及び同氏の影響下にある会社等による投資事例について

1. 村上氏及び同氏の影響下にある会社等による、①株式会社アコーディア・ゴルフ（以下「アコーディア」といいます。）、②株式会社 MCJ（以下「MCJ」といいます。）、③黒田電気株式会社（以下「黒田電気」といいます。）、④株式会社ヨロズ（以下「ヨロズ」といいます。）、⑤三信電気株式会社（以下「三信電気」といいます。）、⑥株式会社エクセル、⑦株式会社レオパレス 21（以下「レオパレス 21」といいます。）、⑧株式会社広済堂ホールディングス（旧株式会社廣済堂）、⑨株式会社東栄リーファークライン、⑩セントラル硝子株式会社（以下「セントラル硝子」といいます。）、⑪株式会社レスターホールディングス（旧株式会社 UKC ホールディングス）、⑫新明和工業株式会社（以下「新明和工業」といいます。）、⑬芝浦機械株式会社（旧東芝機械株式会社）、⑭株式会社フージャースホールディングス（以下「フージャース」といいます。）、⑮大豊建設株式会社（以下「大豊建設」といいます。）、⑯西松建設株式会社、⑰ジャフコグループ株式会社（以下「ジャフコ」といいます。）に対する過去の投資行動について、それぞれを投資先として決定した理由（大規模買付者グループにおける投資基準の具体的内容を含みます。）、株式の取得を開始した時期、株式の取得の目的、投資方針、当初想定していた又は現在想定している投資回収方法及び投資回収期間、実際の投資回収方法及び投資回収期間、当該各投資先の企業価値の向上に資する活動を行った場合には当該活動の具体的内容、投資後の経営関与の形態、投資後における重要財産の売却その他の処分の有無、投資後の業績の推移、経営陣や従業員との間で友好的関係が構築できたか等を、個別に具体的にご教示ください。
2. アコーディアが、2014年3月28日に、アセットライト施策、新株予約権付ローンによる資金調達及び自己株式の TOB とともに、アセットライト施策後の配当性向につき、2012年12月3日付けプレスリリース「中期経営計画の策定に関するお知らせ」及び「配当方針の変更および2013年3月期（第34期）配当予想の修正に関するお知らせ」で公表した「連結配当性向 90%を目処とする」との基本方針を、みなし連結当期純利益の 45%を配当性向の目処とする旨を公表した後、同社株主の間では、事業方針の大転換による収益への影響や実現可能性が不透明であるとして株式を売却する動

きが広まり、アコーディアの株価が下落し、4月11日には一時1,100円と年初来最安値を更新するに至っています（2014年4月13日付け日経ヴェリタス15頁）。このような状況において、レノは、アコーディアに対して、2年間を目処に400億円以上のゴルフ場の追加売却及び2期で200億円以上の株主還元を実施することを提案の理由として、アコーディアの社外取締役6名全員の解任及びレノが指名する5名を社外取締役候補者とする社外取締役選任を目的とする臨時株主総会の招集請求を行い（アコーディアの2014年8月6日及び同月7日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」と題するプレスリリース）、最終的には、アコーディアが上記要求を受け入れる形で資産売却額、株主還元額を増加させたことを受けて、上記臨時株主総会の招集請求を撤回したことが窺われます（アコーディアの2014年8月12日付け「当社のアセットライト施策と株主還元の方針について」と題するプレスリリース及び同日付け「株主による臨時株主総会の招集請求の撤回に関するお知らせ」と題するプレスリリース）。アコーディアの株価が下落した背景には、株主が、過大な株主還元にアコーディアの事業の継続性、持続的な成長に不安を抱いた点があるものと見受けられますが（前掲2014年4月13日付け日経ヴェリタス15頁参照）、それにも拘らず、ゴルフ場の追加売却及び株主還元を提案の理由とする臨時株主総会の招集を請求した趣旨をご教示ください。また、「ある市場関係者は『配分強化を求めたレノが大株主として残り、経営への影響が見極めにくくなっている』とみる。・・・（略）・・・短期的な株主配分を声高に求めているように見える大株主の存在が、アコーディアの株価の先行きを不透明にしている。」との指摘もなされていましたが（2014年9月12日付け日本経済新聞電子版セクション）、中長期的な企業価値の向上や株主共同利益についてどのようにお考えになり、ゴルフ場の追加売却、株主還元及び臨時株主総会招集を請求されたのか、併せてご教示ください。

また、アコーディアは2020年になって、上記アセットライト施策によって、自らが大和証券と共同で設立し、所有するゴルフコース90か所の不動産を譲渡した上で、シンガポール取引所に上場させていたアコーディア・ゴルフ・トラストから、上記90か所のうち88か所のゴルフコースを総額618億円で買い戻していますが、ゴルフ場の売却を強く主張されていたレノを含む大規模買付者グループとして、このような事実についてどのように認識しているか、具体的にご教示ください。

3. MCJの2013年10月8日付け「当社株式の大規模買付行為にかかる意向表明書の受領に関するお知らせ」によれば、レノは、MCJに対し、株式保有比率又は議決権割合が20%以上となるMCJ株式の買付けの意思があること等を記載した意向表明書を提出していました。これに対して、MCJの同年12月12日付け「当社株式の大規模買付行為に関する独立委員会からの勧告書の受領及び当社取締役会の評価・検討結果の確定について」によれば、MCJの取締役会は、独立委員会の大規模買付対抗措置の発動をすべきでないとの勧告を最大限尊重し、レノに対して大規模買付対抗措置を発動せ

ず、当面の間、レノの投資動向及び事態の推移を注視することを公表しています。これにも拘らず、その後、レノは、実際には大規模買付行為を行わず、同年12月12日にMCJの取締役会が大規模買付対応措置を発動しない旨を決定及び公表し、同日の株価268円（終値）が翌13日には348円（終値）まで急騰した直後、同月16日（始値・高値395円、終値303円、安値296円）に、その保有するMCJ株式の約半分に当たる3,244,200株（株券等保有割合6.38%）を処分しています。大規模買付ルールに基づく大規模買付行為の意向表明書を提出し、MCJの取締役会が大規模買付対抗措置を発動しない旨を決定したにも拘らず、敢えて大規模買付行為を実施せず、保有株式の約半分を直後に売り抜けるに至った経緯及び理由、及び株価上昇によりレノが受けた利益の額について、それぞれ具体的にご教示ください。また、レノがその保有するMCJ株式の約半分を売却した2013年10月16日の始値は、高値395円と当日の最高値となっていますが、レノが同日にMCJ株式を1株いくらかで売却したのか、ご教示ください。

4. 大規模買付者グループは、2014年頃から、黒田電気の株式を市場において大量に買い集めていたところ、レノは、2017年5月2日に、黒田電気に対して、社外取締役1名の選任に係る株主提案を行いました。黒田電気は同月23日開催の取締役会で当該株主提案について反対する決議をし、同月29日に当該株主提案に対する取締役会の意見を公表していましたが、かかる黒田電気の反対にもかかわらず、同年6月29日の定時株主総会において当該株主提案が可決されたことにより、レノは、黒田電気に社外取締役1名を送り込みました（公表情報によれば、同月7日時点の大規模買付者グループによる黒田電気に対する持株比率は約35%まで高まっていました。）。その後、公表情報によれば、大規模買付者グループは、黒田電気に対する持株比率を2017年11月上旬までに約38%にまで高めたものの、黒田電気は、同年10月31日に外資系投資ファンドであるMBKパートナーズ傘下の投資ビークルであるKMホールディングス株式会社（以下「KMホールディングス」といいます。）が公表したTOBを受け入れたため、村上ファンド関係者は、その保有する黒田電気の株式の全てを、当該TOB及び当該TOB終了後に黒田電気が実施する自社株TOBに、KMホールディングスと応募契約を締結した上で応募することによって、2018年3月までに全て売却しています。このように、レノが黒田電気に社外取締役を送り込んでから、大規模買付者グループは、わずか約4か月で保有する同社株式全ての売却合意を行い、それからさらにわずか約4か月後には黒田電気の株式の全てを売却していますが、大規模買付者グループは、黒田電気に社外取締役を送り込んでいるものの、初めから黒田電気の経営に積極的に参画し、コーポレート・ガバナンスの改善や企業価値の向上を図る意図はなかったとの理解でよろしいでしょうか。この点につき、レノを含む大規模買付者らとしての認識を具体的にご教示ください。

5. ヨロズの2019年5月9日付け「株主からのレター受領に関するお知らせ」によれば、「提案株主〔当社注：レノ。以下同じです。〕は、2014年から2015年頃にかけて、共同保有者であった株式会社 C&I Holdings とあわせて当社〔当社注：ヨロズ。以下同じです。〕株式の約12%を取得しておりました。当該株式の保有時において、提案株主のアドバイザーとされる村上世彰氏は、当社代表取締役会長らとの面談において、或いは、当社役職員との架電において、当社の自動車メーカーに対するグローバルな視点での製品供給の重要性には理解を示すことなく、当社が利益の100%を株主に還元し、又は、数パーセントを超えるような大規模な自社株買いを実施しない場合には、当社株式に対する公開買付けを実施する旨を繰り返し述べ、実際にも、当社に対して、当社の買収防衛策に規定された大規模買付行為の意向表明書のドラフトを提出しておりました。なお、提案株主等は、その後、上記に関する報道等が行われる中で、当社の株価が上がったタイミングで当社株式の全てを売却しております。」とありますが、大規模買付ルールに基づく大規模買付行為の意向表明書のドラフトを提出していたにも拘らず、ヨロズの株価が上がったタイミングでヨロズ株式の全てをレノ及びC&Iが売却している理由につき、具体的に説明ください。また、株価上昇によりレノ及びC&Iが受けた利益の額についてそれぞれ具体的にご教示ください。
6. レノは、ヨロズに対して、2019年5月10日、ヨロズに対して買収防衛策の廃止に関する議題等を招集通知及び参考書類に記載すること等を求める株主提案議題等記載仮処分命令申立て（以下「本仮処分命令申立て」という。）を行い、かかる本仮処分命令申立ては、横浜地方裁判所決定（横浜地決令和元年5月20日。資料版商事法務424号118頁。以下「本仮処分原審決定」といいます。）により却下され、その即時抗告も東京高等裁判所決定（東京高決令和元年5月27日。資料版商事法務424号120頁）によって棄却されていますが、本仮処分原審決定において、横浜地裁は、以下の事実を認定しています〔下線・強調は引用者〕。
- 「エ 債権者〔当社注：レノ。以下同じです。〕らは、平成24年から平成31年にかけて、株式会社J、K株式会社、L株式会社、M株式会社及び株式会社Nに対し、大量の株式を買い付け、対象会社の経営者に様々な圧力をかけた上、対象会社自身又は対象会社の関係者に対し、買い付けた株式の全部又はその大半を高値で購入させ、転売益を得ている。
- オ A〔当社注：村上氏。以下同じです。〕の強い影響力の下にあった株式会社O、株式会社Pは、平成14年から平成17年にかけて、上記エの債権者らと同様の手法により、株式の転売益を得ている。」
- 「Aの強い影響力の下にある債権者は、従前、債権者らないし同じようにAの強い影響力の下にあった株式会社O、株式会社Pが対象会社に対して行ったのと同様に、債務者〔当社注：ヨロズ。以下同じです。〕についても、債務者株式を大量に買い付けた上、債務者の経営陣に様々な圧力をかけることによって、買い集めた大量の債務者

株式を短期間のうちに債務者やその関係先に高額で売り付け、多額の利益を享受することを目的としており、その障害となる本対応方針を廃止することを企図していると推認できる」

本仮処分原審決定において、レノらが「株式会社 J、K 株式会社、L 株式会社、M 株式会社及び株式会社 N に対し、大量の株式を買い付け、対象会社の経営者に様々な圧力を掛けた上、対象会社自身又は対象会社の関係者に対し、買い付けた株式の全部又はその大半を高値で購入させ、転売益を得ている」と認定されているところですが、かかる株式会社 J、K 株式会社、L 株式会社、M 株式会社及び株式会社 N の企業名をご教示ください。

また、株式会社 J、K 株式会社、L 株式会社、M 株式会社及び株式会社 N に対して行った働き掛けを具体的にご説明頂くと共に、これらの会社に対して行ったことと、大規模買付者グループによる当社株式の大量買集めに違い等があればご説明ください。

7. レオパレス 21 が 2020 年 1 月 17 日に公表した「株主による臨時株主総会の招集請求に対する当社対応に関するお知らせ」によれば、レノ及びエスグラントは、「自らが主導した『解体型買収』の例に言及」したとありますが、レノ及びエスグラントが主導したとレオパレス 21 に対して言及した解体型買収の例について、具体的な会社名を含めて具体的にご説明ください。また、大規模買付者グループが過去に行った解体型買収の全ての事例について具体的にご説明ください。
8. レオパレス 21 が 2020 年 1 月 22 日に公表した「株式会社レノの公表文について」によれば、「請求人ら〔当社注：レノ及びエスグラント〕のこれまでの行動や当社に対する発言等からして、請求人ら〔当社注：レノ及びエスグラント〕が、当社の解体的買収ないし資産の切り売りを実現して自らの短期的な利益のみを追求しようとしていることは明らかです」とされていますが、解体的買収ないし資産の切り売りを実現して自らの短期的な利益のみを追求することについてどのようにお考えかご説明ください。特に、趣旨説明書記載の、株主として当社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかけるという本大規模買付行為等に係る目的と、解体的買収ないし資産の切り売りを実現して自らの短期的な利益を追求することがどのように関係するかご説明ください。
9. 大規模買付者グループは、2018 年に新明和工業の株式を市場において大量に買い集め、2019 年 2 月 19 日までにその持株比率を 23.74%にまで高めた後、かかる株式大量取得の開始から 1 年も経たない 2019 年 1 月 21 日に、新明和工業がレノと協議の上実施することを公表したプレミアム付き価格（公表の前営業日の新明和工業の市場株価の終値に対して 10.54%のプレミアム付き価格）での自社株 TOB（当該自社株 TOB

の規模は、最大で約 402 億 5290 万円に上ります。）に際して、その保有に係る新明和工業株式を応募する意向を表明し、同年 2 月には、その保有に係る新明和工業株式の大部分を売却しています。このような行動は、新明和工業の大規模な自社株 TOB に応募し、その保有株式を売却することで、自らの短期的な利益を追求する意図に基づく行動と捉えられますが、このような行動が、趣旨説明書記載の、株主として当社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかけるという本大規模買付行為等に係る目的とどのように整合するののかについて、大規模買付者グループとしての認識をご教示ください。

10. 新明和工業は、当該自社株 TOB における買付予定株式数の上限を 2,666 万 6,600 株（当時の同社の発行済株式総数の約 29.03%相当）という、当該自社株 TOB 公表直前における大規模買付者グループによる新明和工業株式の保有株式数の合計である 2,288 万 2,900 株をわずかに上回る株式数に設定されるに至っているところ、このような買付予定株式数の上限の設定について行った要請・協議の有無及び内容についてご教示ください。
11. 大規模買付者グループは三信電気株式を大量に買い集め、2020 年 11 月 4 日時点で、株券等保有割合を約 27.63%、議決権割合にして約 34.73%まで高めるに至った後、シティインデックスイレブンス及びエスグラントは、2021 年 5 月 12 日に三信電気が公表した、同年 6 月実施のプレミアム付き価格（公表日前営業日の三信電気の市場株価の終値に対して 8.65%のプレミアム付き価格）での自社株 TOB（当該 TOB の規模は、最大で約 157 億 4,300 万円に上ります。）に際して、その保有に係る三信電気の株式の全てを応募する意向を表明しておりました。このような行動は、三信電気の大規模な自社株 TOB に応募し、その保有株式を売却することで、みなし配当に係る配当益金不算入の恩典を享受しながら、自らの短期的な利益を追求する行動と捉えられますが、このような行動が、趣旨説明書記載の、株主として当社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかけるという本大規模買付行為等に係る目的とどのように整合するののかについて、大規模買付者グループとしての認識をご教示ください。
12. 三信電気は、上記自社株 TOB に際して、自社株買いの原資となる分配可能額を確保するため、別途積立金、資本準備金及び利益準備金の減少を行い、資本準備金をその他資本剰余金、別途積立金及び利益準備金を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えており、その結果として、当該自社株 TOB における買付予定株式数の上限を 700 万株（当時の同社の発行済株式総数の約 28.83%相当）という、当該自社株 TOB 公表直前における大規模買付者グループによる三信電気株式の保有株式数の合計である 670 万 9,100 株をわずかに上回る株式数に設定されるに至っているところ、このような買付予定株式数の上限の設定、その前提となるその他資本剰余金又は繰越利益剰余金への

振り替えについて行った要請・協議の有無及び内容についてご教示ください。また、三信電気によるこれらの一連の対応についてどのようにお考えかご説明ください。

13. 大規模買付者グループは、フージャースに対する株券等所有割合を約 37.57%まで高めた後、その保有株式をシティインデックスイレブンスのみに集約させ、シティインデックスイレブンスのフージャースに対する議決権割合を 3 分の 1 超にした上、買集め開始から約 3 年後となる 2021 年 1 月 28 日にフージャースが公表・実施した総額約 148 億 1,200 万円に上る大規模な自社株 TOB に応募し（大規模買付者グループは当該自社株 TOB に際して、フージャースとの間でその保有に係るフージャース株式の全てについて応募契約を締結しています。）、按分比例後の手残り分を市場で売却した分も含めて、その保有に係るフージャース株式の全てを売却しています。このような行動は、フージャースの大規模な自社株 TOB に応募し、その保有株式を売却することで、みなし配当に係る配当益金不算入の恩典を享受しながら、自らの短期的な利益を追求する行動と捉えられますが、このような行動が、趣旨説明書記載の、株主として当社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかけるという本大規模買付行為等に係る目的とどのように整合するののかについて、大規模買付者グループとしての認識をご教示ください。
14. フージャースは、上記自社株 TOB の公表の 2 週間前である 2021 年 1 月 14 日に、「2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間の損益を当社の分配可能額に取り込み、財務戦略の柔軟性及び機動性を確保するため」として、上場会社では極めて異例な臨時決算を行っており、かかる臨時決算は、その時期及び 2021 年 3 月期の期初における同社の単体財務諸表上の分配可能額に鑑みると、上記自社株 TOB の原資となる分配可能額を補充するためのものであったと考えられ、その結果として当該自社株 TOB における買付予定株式数の上限は、2,163 万 7,500 株（当時の同社の発行済株式総数の約 37.59%相当）であって、当該自社株 TOB 公表直前における大規模買付者グループによるフージャース株式の保有株式数の合計である 2,157 万 200 株をわずかに上回る株式数と設定されるに至っていますが、上記自社株 TOB に応募した大規模買付者グループとして、買付予定株式数の上限の設定、その前提となるフージャースの臨時決算の実施について行った要請・協議の有無及び内容についてご教示ください。また、フージャースによるこれらの一連の対応についてどのようにお考えか、ご説明ください。
15. 大規模買付者グループは、2020 年頃から、大豊建設の株式を市場において大量に買い集め、2021 年 12 月 28 日時点で、大豊建設に対する株券等所有割合を 38.66%まで高めていたところ、大豊建設が 2022 年 3 月 24 日に公表した「第三者割当による新株発行、資本業務提携契約締結、自己株式の予定、親会社及び主要株主である筆頭株主の

異動並びに資本準備金減少に関するお知らせ」によれば、2021年12月23日、麻生株式会社（以下「麻生」といいます。）から、同社が TOB によって（大規模買付者グループを含む）既存株主から株式を買い付けて大豊建設を連結子会社化する旨（以下、当該買収スキームを「株式譲渡スキーム」といいます。）が記載された初期的意向表明書を受領したため、同月下旬頃、大規模買付者グループに対して、当該 TOB に応募して麻生に対して株式を売却する可能性があるか否かにつき確認したところ、大規模買付者グループは、2022年1月11日に、当該 TOB には応募しない意向を示した上で、同月13日付けの書簡により、大豊建設による自社株 TOB と併せて、麻生に対する第三者割当増資を実施するスキームを提案したとのことですが、大豊建設の実質的な経営支配権を移転させるだけであれば、株式譲渡スキームによることが最も簡便と考えられるところ、このようなスキームを提案した理由について具体的にご説明ください。

16. 大規模買付者グループによる当該提案を受けた大豊建設は、最終的に、自社株 TOB の原資となる分配可能額を確保するために資本準備金 75 億円をその他資本剰余金に振り替え、結果として買付予定株式数の上限を 885 万株という、当該自社株 TOB 公表直前における大規模買付者グループによる大豊建設株式の保有株式数の合計である 761 万 4,831 株をわずかに上回る株式数とする自社株 TOB を、公表日前営業日の大豊建設の市場株価の終値に対して 29.06%のプレミアム付き価格で行い、その後、麻生に対して 850 万株相当の新株を第三者割当ての方法により発行する旨を 2022 年 3 月 24 日に公表していますが、上記自社株 TOB に応募した大規模買付者グループとして、大豊建設による資本準備金 75 億円のその他資本剰余金への振り替えについて行った要請・協議の有無及び内容、及び大豊建設によるかかる対応についてどのようにお考えかご説明ください。
17. 大規模買付者グループは、セントラル硝子株式を大量に買い集め、2022 年 9 月 12 日時点で、株券等保有割合を約 28.05%にまで高めるに至った後、2022 年 9 月 20 日にセントラル硝子が公表・実施したプレミアム付き価格（公表の前営業日のセントラル硝子の市場株価の終値に対して 1.89%のプレミアム付き価格）の大規模な自社株 TOB（当該自社株 TOB の規模は、最大で約 499 億 9,995 万円に上ります。）に応募し（なお、大規模買付者グループは、当該自社株 TOB に際して、セントラル硝子との間でその保有に係るセントラル硝子株式の全てについて応募契約を締結していません。）、同年 11 月 21 日時点で、その保有に係るセントラル硝子株式の大半を当該自社株 TOB で売却しています。このような行動は、セントラル硝子の大規模な自社株 TOB に応募し、その保有株式を売却することで、自らの短期的な利益を追求する行動と捉えられますが、このような行動が、趣旨説明書記載の、株主として当社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかけるという本大規模買付行為等に係る目的と

どのように整合するのかについて、大規模買付者グループとしての認識をご教示ください。

18. セントラル硝子は、当該自社株 TOB における買付予定株式数の上限を 1,428 万 5,700 株（当時の同社の発行済株式総数の約 33.24%相当）という、当該自社株 TOB 公表直前における大規模買付者グループによるセントラル硝子株式の保有株式数の合計である 1,205 万 3,400 株をわずかに上回る株式数に設定されるに至っているところ、上記自社株 TOB に応募した大規模買付者グループとして、このような買付予定株式数の上限の設定について行った要請・協議の有無及び内容についてご教示ください。
19. 大規模買付者グループは、ジャフコ株式を大量に買い集め、2022 年 12 月 21 日時点で、株券等保有割合を約 19%、議決権割合にして約 20%まで高めるに至った後、同年 12 月 21 日にジャフコが公表・実施したプレミアム付き価格（公表の前営業日のジャフコの市場株価の終値に対して 8.23%のプレミアム付き価格）の大規模な自社株 TOB（当該自社株 TOB の規模は、最大で約 420 億 25 万円に上ります。）に応募し（なお、大規模買付者グループは当該自社株 TOB に際して、ジャフコとの間でその保有に係るジャフコ株式の全てについて応募契約を締結しています。）、翌年 2 月には、その保有に係るジャフコ株式の大部分を売却しています。このような行動は、ジャフコの大規模な自社株 TOB に応募し、その保有株式を売却することで、自らの短期的な利益を追求する行動と捉えられますが、このような行動が、趣旨説明書記載の、株主として当社に対して企業価値向上及び株主価値向上を働きかけるという本大規模買付行為等に係る目的とどのように整合するのかについて、大規模買付者グループとしての認識をご教示ください。
20. ジャフコは、当該自社株 TOB における買付予定株式数の上限を 1,680 万株（当時の同社の発行済株式総数の約 22.93%相当）という、当該自社株 TOB 公表直前における大規模買付者グループによるジャフコ株式の保有株式数の合計である 1,390 万 4,500 株をわずかに上回る株式数に設定されるに至っているところ、上記自社株 TOB に応募した大規模買付者グループとして、このような買付予定株式数の上限の設定について行った要請・協議の有無及び内容についてご教示ください。
21. 大規模買付者グループによる過去の投資事例では取得開始から短期間に自社株 TOB で売却していると理解しておりますが、今回、当社株式について、どの程度の期間保有する予定か、具体的にご教示ください。また、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、上記期間を変更される可能性があるかについて、具体的にご教示頂くとともに、期間を変更される可能性がある場合には、その予定保有期間に

について、具体的にご教示ください。

以 上